



業務継続計画

鳥由来などの重症化率の高い新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、最悪の場合は死亡に至るなど多くの健康被害が生じるだけでなく、感染が拡大すると社会全体が機能不全に陥ることが危惧されています。

市役所も例外ではなく、健康危機管理に従事する職員の確保すら困難になることが想定されます。

この計画は、職員の罹患率が25パーセントにのぼり、家族看護などのため、職員の40パーセントが出勤できなくなることを前提に策定しています。

新型インフルエンザ発生時において、平常時の業務の一部を縮小、中断、延期するなどして基礎的な行政機能を維持していくとともに、市民への感染拡大の抑制と健康被害を最小限にとどめるため、新たに生じる新型インフルエンザ対策にも取り組む必要があります。

このように市役所の業務の仕分けをしたものが、業務継続計画です。

計画では、各課等の業務などを次のAからDまで4つに分類しています。

A 従来どおり継続しなければならない業務・新たに発生する業務

- ・生活を支えるために中止できない業務は、予防策を講じつつ、継続します。
(例)水道の安定供給、ごみ収集運搬、災害への対応、戸籍届出など
- ・新型インフルエンザ対策業務には、集中的、かつ最優先に取り組めます。

B 取り扱いの方法を変更し、対応できる業務

- ・窓口対応を継続すると、市民同士や職員と市民の間に感染が拡大するおそれがあります。よって、電話や郵送による対応に変更するなど、取り扱いを変更して行ないます。
(例)各種相談、申請受付業務など

C 中断および中止する業務

- ・感染拡大防止のためには人ごみを避け、人との対面での接触をしないことが重要であるため、多くの人を集めて行なうイベントなどは中断、中止します。
(例)各種イベント、循環バス運行、特定健診、各種会議など

D 使用中止施設

- ・不特定多数の人が集まる公の施設を開放すると、利用する人の間で感染が拡大するおそれがあるため、感染拡大の可能性がなくなるまで一時的に使用を中止します。
(例)ヴィーブル、各市民センター、図書館など

市役所の通常業務から本計画における業務へ移行する際はお知らせしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



※合志市新型インフルエンザ対策行動計画および業務継続計画は、市ホームページに全文を掲載しています。また、両庁舎の情報公開コーナーで閲覧することもできます。

問い合わせ先

新型インフルエンザ対策行動計画に関すること

健康づくり推進課 健康推進班(西合志庁舎)
☎242-1183

業務継続計画に関すること

総務課 交通防災班(合志庁舎)
☎248-1112



新型インフルエンザに備え、対策計画を策定しました

合志市新型インフルエンザ対策行動計画および業務継続計画の概要

策定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウィルスとは異なり、新しいウィルスが出現することにより、10年から40年の周期で発生しています。

ほとんどの人がウィルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすおそれがあります。

本市では、鳥由来などの重症化率の高い新型インフルエンザが流行した場合を想定し、対応の方針を定めた「合志市新型インフルエンザ対策行動計画」および同計画に基づく「業務継続計画」を策定しました。



合志市新型インフルエンザ対策行動計画

1、本市における流行規模の想定

厚生労働省の推計値に基づき算出すると、ウィルスの重症度が高かった場合(スペインインフルエンザを基準に推計)、全人口の25%が罹患すると考えられています。熊本県では約46万人が、本市では13,700人が罹患すると推計されています。

本県および本市の人的被害予測

単位:人

| | 熊本県 | 本市 |
|-------|-----------|--------|
| 人口* | 1,816,190 | 54,797 |
| 発症者数 | 454,000 | 13,700 |
| 外来受診者 | 363,200 | 10,960 |
| 入院者数 | 36,320 | 1,096 |
| 死亡者数 | 9,080 | 274 |

*平成21年12月1日現在の人口を基に推計

2、新型インフルエンザに対する対策

(1)目的

新型インフルエンザが、市内で発生すれば、感染拡大による被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危ぶまれます。こうした事態を生じさせないよう次の2点を中心として対策を講じます。

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる
- ②社会・経済を破綻に至らせない

(2)対策の主要項目

市民の生活支援を中心とし、情報収集・提供、ライフラインの体制整備、感染拡大防止対策、相談窓口の設置、医療体制の確保など発生状況に応じて対策を講じていきます。

行動計画には主要項目として12項目を挙げています。

- ①市民への情報提供
- ②相談体制の確保
- ③ワクチン接種体制の確保
- ④ライフラインの維持
- ⑤食料流通の確保
- ⑥集客施設等の運営自粛
- ⑦治安の維持
- ⑧火葬機能の確保
- ⑨社会福祉施設の運営
- ⑩在宅要援者への支援
- ⑪学校保育園等の臨時休業
- ⑫医療体制の確保

(3)健康危機管理組織の設置

新型インフルエンザ対策の推進およびパンデミックが起こった際の対応を行なうため、合志市新型インフルエンザ対策本部を設置し、総合的な対策を全庁的に推進します。

その中で、対策部を「総務対策部」「健康危機対策部」「生活安全対策部」「福祉対策部」「教育対策部」「産業振興対策部」「出納対策部」「機動部」に分け、市民生活の維持のため活動します。